

回答、相違改正の寸心之意者あり、即時実行は困難あり、

二、支線 乗務時間算定改正 2 件、

回答、改正実行す、

三、年功加奉支給制度改正、件、

回答、年功手当は大同八年七月制定當時一般財界

状況に於て運輸従業員退職者多数にて充

員困難の爲め概宜し、年功として制定し、あるものに

して同業者間に於ては御見立制度有り更に之が

範囲擴張の要を認めず、

四、帯時、非乗務者月賞支給制度改正、件、